

第2次いなべ市総合計画  
基本構想

平成28年度～平成37年度

住んでしゃば!  
来ていいば!  
活力創生のまち  
いなべ

平成27年6月  
いなべ市

<b>第1部 序論</b>	
<b>第1章 計画の策定にあたって</b> ..... 3	
第1節 計画策定の趣旨	..... 3
第2節 計画の役割と位置づけ	..... 3
第3節 計画の構成と目標年次	..... 4
<b>第2章 いなべ市の地域特性</b> ..... 5	
第1節 位置と自然	..... 5
第2節 歴史と沿革	..... 5
第3節 人口と世帯の状況	..... 6
第4節 産業の状況	..... 8
<b>第3章 まちづくりをとりまく背景</b> ..... 9	
第1節 人口の予測	..... 9
第2節 市民ニーズの状況	..... 10
第3節 社会潮流の動向	..... 18
<b>第4章 まちづくりの主な課題</b> ..... 20	
第1節 分野横断的な課題	..... 20
第2節 分野別の課題	..... 20
<b>第2部 基本構想</b>	
<b>第1章 まちづくりの基本方針</b> ..... 23	
第1節 まちづくりの基本理念	..... 23
第2節 まちづくりの将来像	..... 24
<b>第2章 計画の基本フレーム</b> ..... 26	
第1節 将来人口	..... 26 ～住み続けたい、住んでみたいまち～
第2節 交流人口	..... 28 ～訪れたい、交流したいまち～
第3節 協働のまちづくり	..... 29 ～みんなが活躍するまち～
第4節 市民幸福度	..... 29
第5節 財政フレーム	..... 30
第6節 土地利用構想	..... 31
<b>第3章 施策の大綱</b> ..... 32	
第1節 共通目標	..... 32
第2節 基本目標	..... 33

## 第1部

# 序 論



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成18年3月に「いなべ市総合計画」を策定し、平成27年度を目標に、将来像である「安心・元気・思いやりがまちの宝物 いきいき笑顔応援のまち いなべ」の実現に向けて、市民や地域、関係機関との協働により、市民を主役としたまちづくりに取り組んできました。

この間、地方分権の進展や少子高齢化の進行などの社会情勢の変化により、行政サービスは、自治体の地域特性や市民ニーズ、財政状況などに応じた自主的な判断や決定がより必要となっています。

今回、「いなべ市総合計画」の計画期間満了にあたり、激しく変化を続ける社会情勢にも十分に対応する新しいまちづくりの指針として、「第2次いなべ市総合計画」を策定するものです。

## 第2節 計画の役割と位置づけ

第2次いなべ市総合計画は、平成26年4月1日施行の「いなべ市総合計画条例」に基づいて策定するものであり、本市における総合的な行政運営を図るための最上位計画に位置づけられます。

本計画は、市民と行政がめざす10年後の将来像を掲げ、長期的なまちづくりの方向を明らかにした「まちづくりの基本指針」となるものです。

また、市民や地域、団体、企業においては本計画を共通の目標として、市政に対する理解や協力と積極的な参加を期待するとともに、国や県には、計画の実現に向けた支援と協力を要請します。

## 第3節 計画の構成と目標年次

### 1 基本構想

市の将来像及びこれを達成するための施策の大綱を示したものをいいます。

計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

### 2 基本計画

基本構想を踏まえた市政の基本的な計画であって、施策の基本的な方向及び体系をいいます。

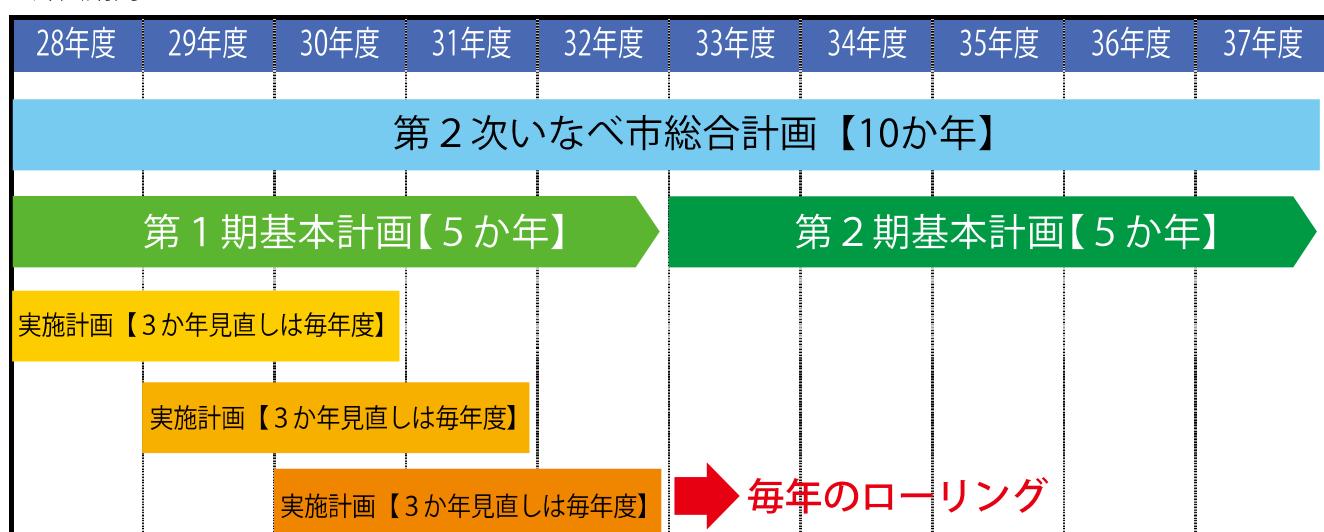
計画期間は、第1期基本計画を平成28年度から平成32年度まで、第2期基本計画を平成33年度から平成37年度までの各5年間とします。

### 3 実施計画

基本計画を踏まえた市政の具体的な計画であって、施策を実現するため実施する事業に関する計画をいいます。

3か年程度の短期計画として基本計画の年次的調整を図る事業計画とし、本計画とは別にローリング方式により作成します。

#### ■計画期間



## 第2章

# いなべ市の地域特性

### 第1節 位置・自然

いなべ市は、北部と西部を岐阜県と滋賀県に接し、東部と南部は桑名及び四日市圏域に接しています。

市域は、北に養老山地、西に鈴鹿山脈をいただき、市のほぼ中央を流れる員弁川を挟んで緑豊かな自然と平野に囲まれています。

なかでも、鈴鹿国定公園内にある「藤原岳」は全国でも屈指の「花の山」として、年中登山客が絶えることなく、また、同公園内の竜ヶ岳が育む宇賀渓も鈴鹿の滝の景勝地として知られています。

### 第2節 歴史・沿革

本市を構成する北勢地区、員弁地区、大安地区、藤原地区は、古くから地形的にも文化的にも密接に交流し、純農村地帯として栄えてきました。

市名である「いなべ」は、約1,300年前の奈良時代に始まり、当地域には物部氏の支系である猪名部族が居住していたことから、郡名が「猪名部」と名づけられました。その後「員弁」と表記されるようになりましたが、その歴史の長さが裏づけられています。

本地域は旧藩政時代の一時期を除いて桑名藩に属し、明治4年の廃藩置県以降、安濃津県（その後三重県と改称）に属しました。

明治22年の町村制の施行を経て、昭和28年の町村合併促進法が施行された当時、本地域は2町12村でしたが、その後、合併が繰り返され、昭和30年代から40年代にかけて北勢町、員弁町、大安町、藤原町が誕生しました。

その後、地方分権の推進や少子高齢化の進行など、社会情勢の急激な変化を見据えつつ、多様化かつ広域化する住民サービスへの適切な対応を行うために、さらなる合併によってスケールメリットを活かし、自治体としての基盤強化を図る必要性が高まりました。

そのため、平成10年に員弁郡5町（北勢町、員弁町、大安町、東員町、藤原町）の首長及び議長による「合併検討委員会」が発足し、平成13年には「任意合併協議会」が設置されました。その後東員町が離脱し、4町での合併協議が進められることとなりました。そして、平成14年に「法定合併協議会」が設置され、合併に必要な協議を重ねた後、平成15年12月1日に新設合併として「いなべ市」が誕生し、平成25年の市政10周年を経て、現在に至っています。

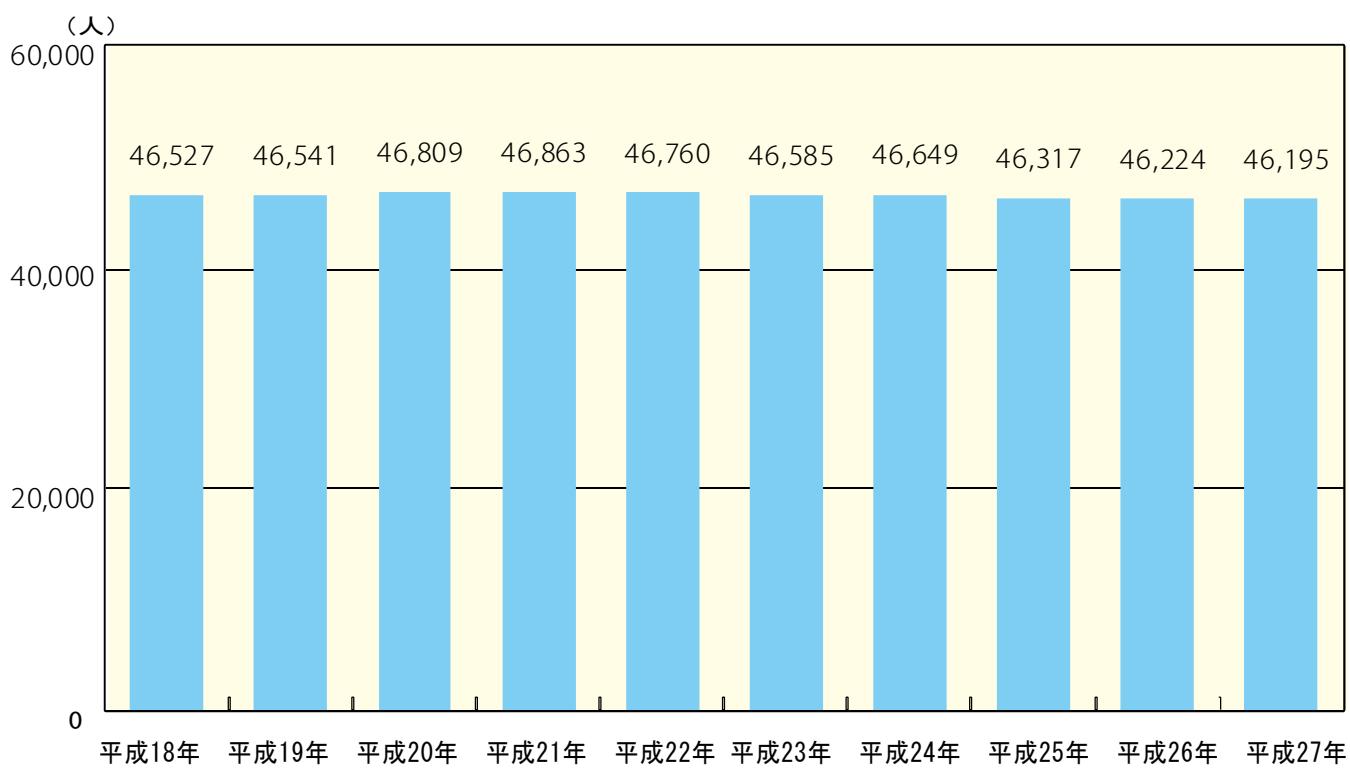
## 第3節 人口・世帯の状況

### 1 総人口の推移

本市の総人口は、増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。平成18年の46,527人と、平成27年の46,195人を比べると、10年間で332人の減少がみられます。



■総人口の推移



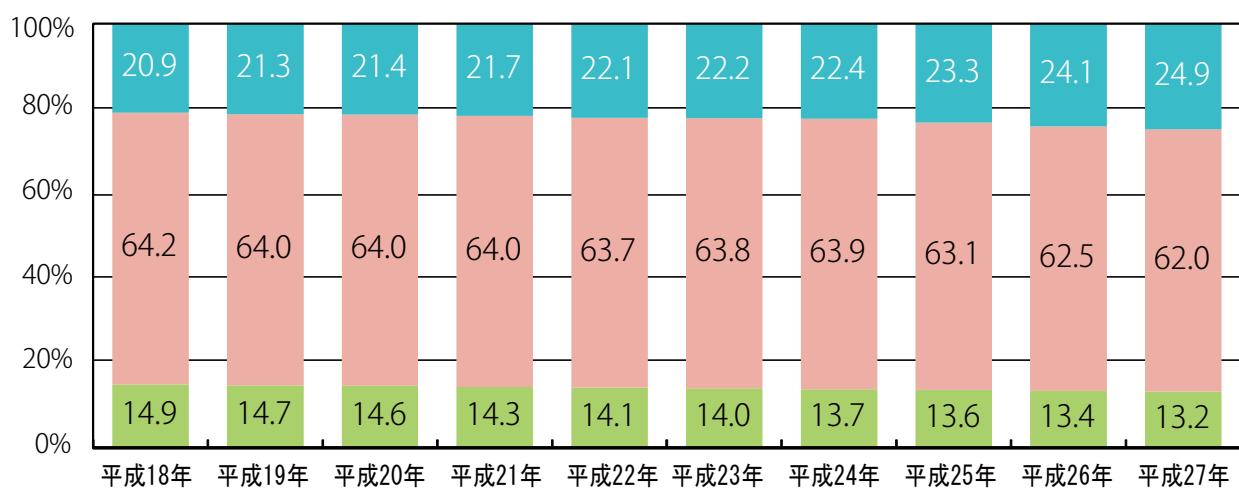
資料：住民基本台帳（各年3月1日現在）

### 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合をみると、老人人口は平成18年の20.9%から平成27年には24.9%と増加しています。一方、生産年齢人口は平成18年の64.2%から平成27年には62.0%と減少しており、年少人口も平成18年の14.9%から平成27年には13.2%と減少し、全体でみると少子高齢化が進んでいます。

■年齢3区分別人口割合の推移

■ 年少人口(15歳未満) 生産年齢人口(15~64歳) 老年人口(65歳以上)



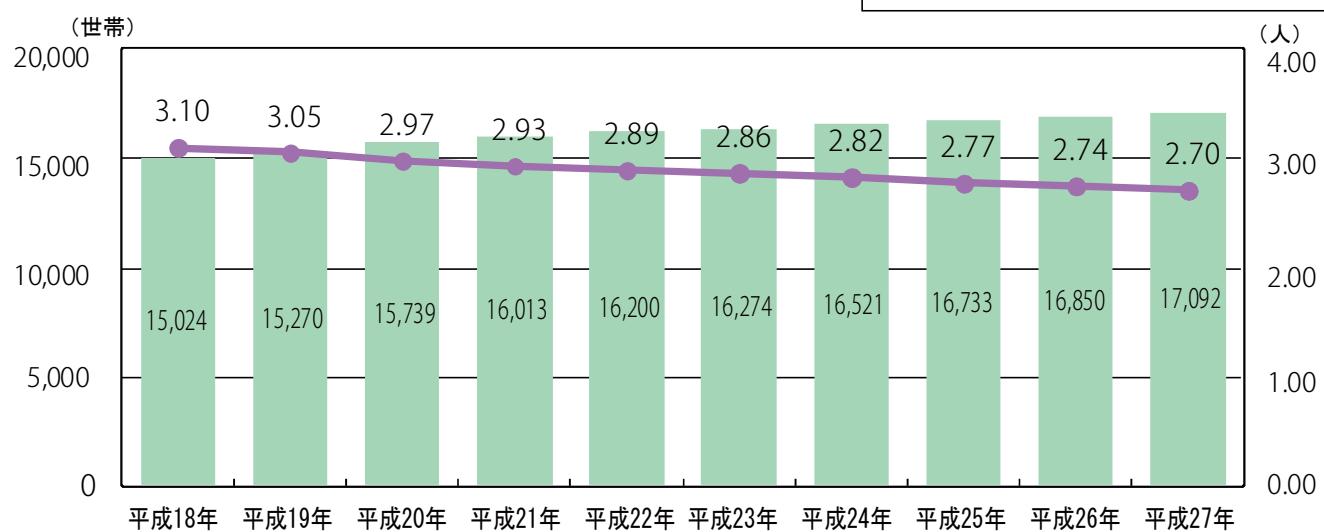
資料:住民基本台帳(各年3月1日現在)

### 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成27年には17,092世帯となっています。一方、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成27年では2.70人と核家族化の進行がうかがえます。

■世帯数及び1世帯当たりの人員の推移

■ 世帯数 1世帯当たりの人員数

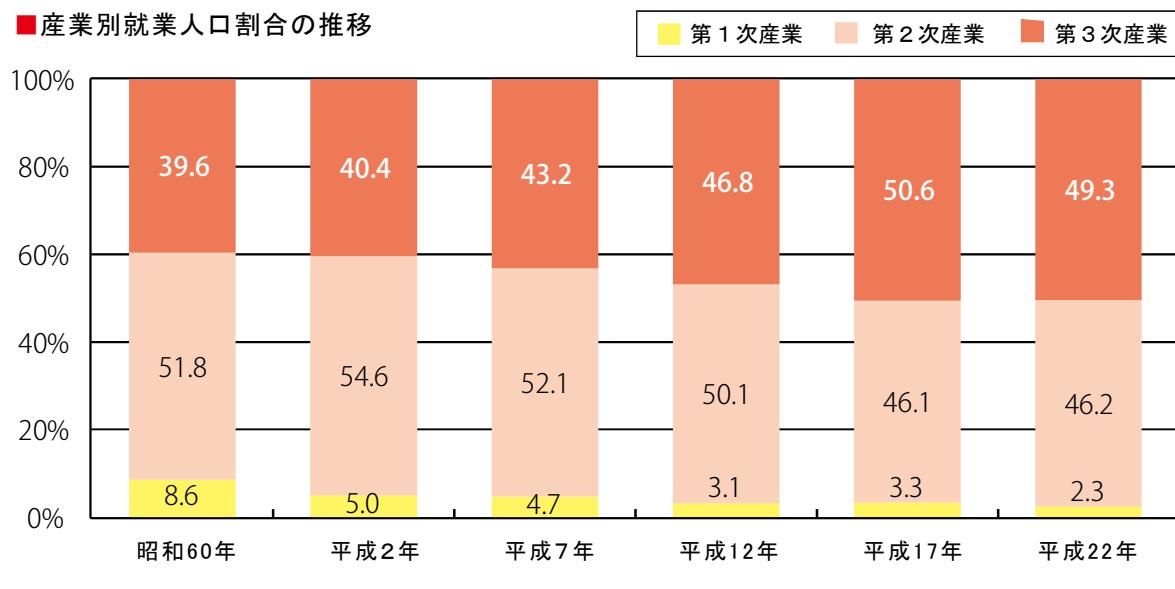


資料:住民基本台帳(各年3月1日現在)

## 第4節 産業の状況

### 1 産業別就業人口割合の推移

産業別就業人口割合の推移をみると、昭和60年から平成12年にかけては第2次産業が5割を超え、最も多くなっていますが、平成17年以降はやや減少がみられ、第3次産業の割合が増加しています。また、第1次産業については、昭和60年以降は徐々に減少しています。

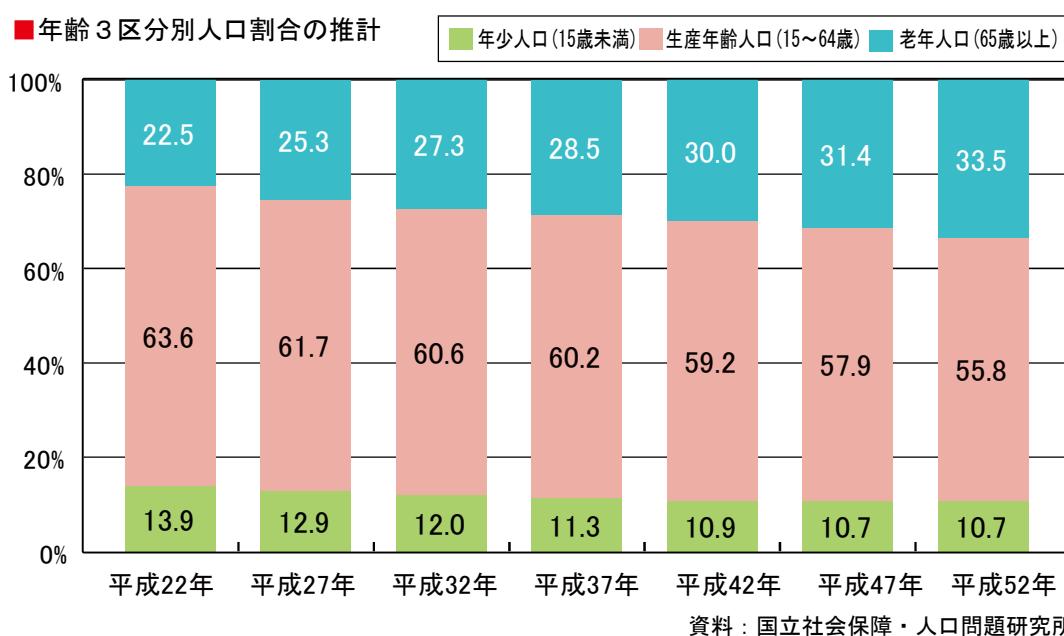
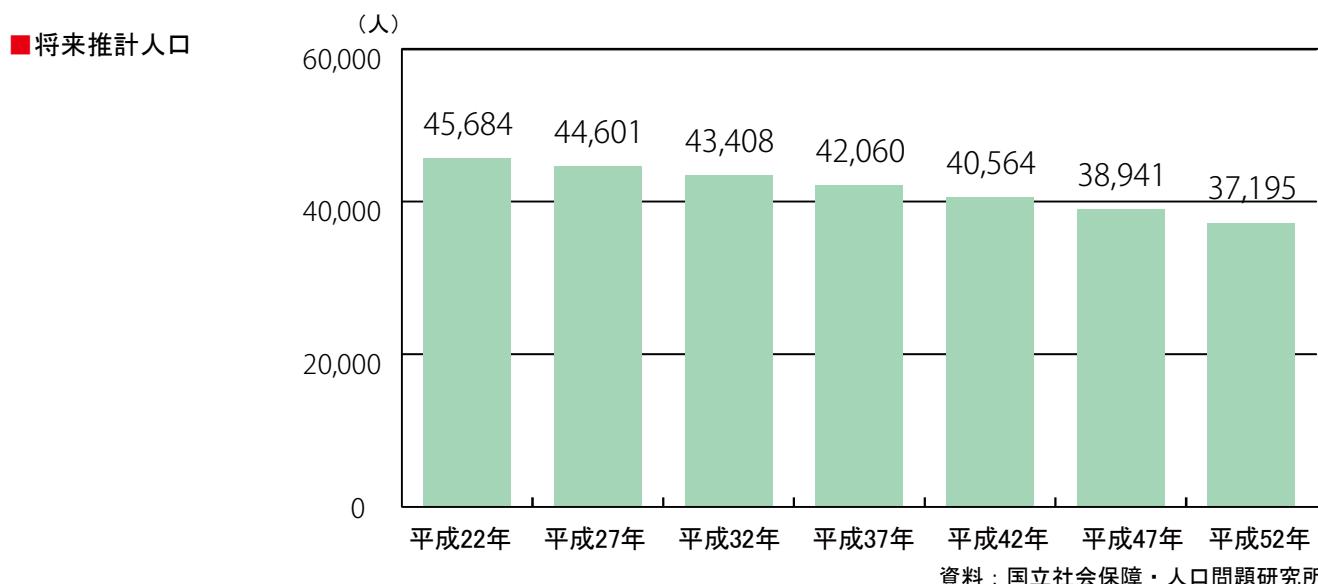


## 第3章

# まちづくりをとりまく背景

### 第1節 人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所による平成25年3月1日現在の推計によると、本市の総人口は、本計画の目標年次である平成37年（2025年）には42,060人になると予測されています。さらに、平成52年（2040年）には37,195人となり、高齢化率は33.5%になると推計されています。



## 第2節 市民ニーズの状況

本計画の策定にあたり、平成26年7月に本市在住の20歳以上の市民と中学2年生、市内の事業所を対象とした「まちづくり市民満足度調査」を行いました。この結果から、主な分野における市民意識の動向をまとめました。

### 1 いなべ市の住みやすさについて

20歳以上の市民、中学生ともに7割が『住みやすい』と感じています。20歳以上の市民意識について平成22年調査と比較すると、『住みやすい』と感じる人が約15%増加しています。しかし、年齢別にみると20歳代～40歳代の比較的若い世代では、その割合が低くなっています。若い世代が住みやすいと感じるような取り組みが求められています。

住みよさの理由は、20歳以上の市民では、「自然に恵まれているから」「友人、知人が多いから」となっています。住みにくい理由は「交通事情や交通の便が良くないから」「通勤、通学に不便だから」「買い物に不便だから」となっています。周辺地域への移動や市内での移動が円滑にできるよう、道路網や公共交通機関の整備が求められています。また、中学生では、住みやすさの理由は「豊かな自然に恵まれているところ」、住みにくい理由は「買い物と交通が不便なところ」がそれぞれ最も高くなっています。

20歳以上の市民の6割がこれからも住み続けたいと思っており、「他市に移り住みたい」はわずか5.7%となっています。しかし、若い世代や居住年数が少ない層では「ずっと住み続けたい」の割合が他と比べて低く、男性と比べて女性においても低くなっています。また、中学生は、将来もいなべ市に『住みたい』が3割となっており、これらの市民意識を踏まえた定住促進施策が必要となっています。

## 2 日常生活や学校生活について

20歳以上の市民が頻繁に利用する交通手段は、自家用車が最も多くなっています。高齢者は自身での運転が困難になってくるため、交通手段の確保が必要です。

20歳以上の市民では、「日常的な買い物」や「医療関係」「体育施設の利用」については、ほぼいなべ市内で行動されています。一方、「娯楽施設や行楽」「高級衣料品」「電化製品」「家具」などの購入については、市外に出かけているという結果となっています。市内においても、ある程度これらの目的を満たせるようにしていくことが必要です。また、前回調査と比較すると、日常的な買い物、公園や広場などの利用、通勤や通学、外食は増加していますが、医療関係、体育施設の利用、本の購入は減少しており、環境の充実が必要となっています。

中学生では、「日ごろから、家族とよく話をしている」や「近所の人をみかけたらあいさつをしたりしている」の割合が高くなっています。家族や地域との結びつきが強いことがうかがえます。また、5割強の中学生が、「学校生活は楽しい」と思っています。今後も、若年層の地域への愛着をより一層育み、将来いなべ市で暮らしたいと感じてもらえる取り組みが必要です。

## 3 まちづくりへの参加意識について

20歳以上の市民では、これからいなべ市のまちづくりのあり方として、7割弱の人が「市民と行政が協力してまちづくりを進めるべき」と考えています。また、4割弱の人が「まちづくりに参加したい」と考えているため、市民協働を推進し、市民のまちづくりへの意識を醸成しながら、取り組みを進めていくことが求められています。どのような機会に参加したいかでは、市民の6割弱の人が「自治会などの地域活動への参加を通じて関わりたい」と考えており、地域における多様な活動への参加がしやすい環境を整備していくことが必要です。また、参加できない理由としては「仕事が忙しくて参加する時間がない」が5割弱と最も高くなっています。企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進とともに、それぞれの活動の参加しやすい曜日や時間の設定も必要となっています。

## 4 市の事業(いなべブランド事業)の認知度について

20歳以上の市民では、「リンクでつなげよう市民の輪(いなべ市情報誌Link[リンク])」や「ホタルの里づくり(立田小学校ホタルの里づくり事業)」「検査、発見 元気なからだ(がん検診事業)」の認知度が高くなっています。一方、「できることから始める環境教育(員弁中学校環境教育推進事業)」や『先進的文書管理「ファイリングシステム」(文書管理適正化事業)』などを「知っている」の割合が1割以下の事業も多くなっており、それぞれの事業についての周知を行い、市民の参加や協力を得ながら、いなべブランド事業を推進していくことが必要です。

## 5 まちづくりの評価と今後の意向について

まちづくりのなかで満足していること(評価)は、「ゴミ(リサイクル)、し尿処理」が7割弱と最も高く、次いで「下水道の整備」「上水道の整備」が6割強となっています。また、重要なことは、「ゴミ(リサイクル)、し尿処理」が9割弱と最も高く、次いで「保健、医療体制の充実」「児童、高齢者、障害者福祉体制の充実」が8割強となっています。

満足度と重要度の関連を散布図に表してみると、『I. 重点取組エリア(満足度が低く、重要度が高い項目群:重点的な取り組みが求められている)』には「公共交通機関の利便性」「歩道の整備」「交通安全対策(信号、標識、街灯など)」「防犯対策」「河川、森林の整備(治水、治山)」「消費者保護」が含まれています。

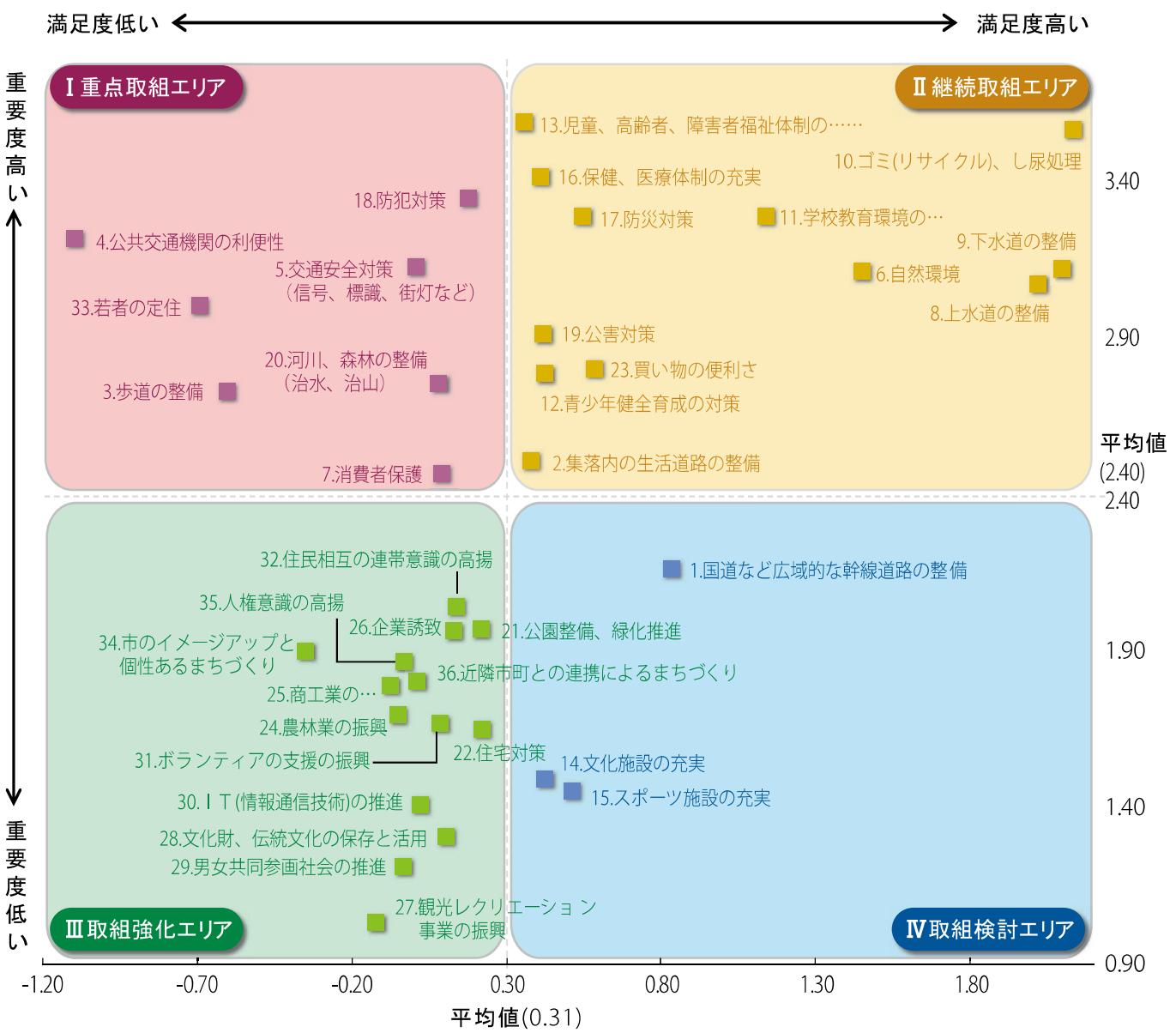
『II. 継続取組エリア(ある程度満足度は高いものの、重要度も高い項目群:今後も一定の取り組みが求められている)』には、「ゴミ(リサイクル)、し尿処理」「児童、高齢者、障害者福祉体制の充実」「保健、医療体制の充実」「防災対策」などの整備が含まれています。

『III. 取組強化エリア(重要度はそれほど高くないものの、満足度が低い項目群:今後も一定の取り組み強化が求められている)』には、「住民相互の連帯意識の高揚」「市のイメージアップと個性あるまちづくり」などがあげられています。

# Chapter3

『IV. 取組検討エリア(ある程度満足度が高く、重要度は低い項目群:現在の取り組み内容の維持が求められている』には、よりよいまちづくりのためのステップアップを図ることが求められているものであり、「国道など広域的な幹線道路の整備」「文化施設の充実」「スポーツ施設の充実」があげられています。

## ■まちづくりで満足していること、重要だと思うこと（散布図）



資料：第2次いなべ市総合計画策定のためのまちづくり市民満足度調査報告書（平成26年度）

## 6 いなべ市のイメージについて

20歳以上の市民のいなべ市に対するイメージでは、「スポーツと健康づくりを推進するまち」「高齢になって生きがいを持って暮らせるまち」「保育、教育に積極的な子育てしやすいまち」の割合が高くなっています。保健、福祉、教育等に対するイメージが強いことがうかがえるため、これらの強みを生かした取り組みが必要です。

中学生では「住みよいまちである」「明るいまちである」「ふれあいや連帯感のあるあたたかなまち」という割合が高くなっています。反対に、「活気のあるまちである」「特色あるまちである」の割合は低くなっています。いなべ市独自の特徴的な取り組みが求められています。

将来どのようなまちになってほしいかについて、20歳以上の市民からは「高齢になつても生きがいを持って暮らせるまち」「医療や福祉が充実したまち」の割合が高くなっています。健康づくりや生きがいづくりを推進し、住み慣れた地域で暮らせるようにしていくことが求められています。

## 7 いなべ市の誇り・魅力について

20歳以上の市民の6割強の人がいなべ市を「自分のまち」といった愛着や親しみを感じているとなっています。一方、2割弱の人が「感じていない」「どちらともいえない」と回答しているため、これらの層に対し、愛着や親しみを感じもらえる取り組みが必要です。また、中学生が誇りや魅力と思うものについては、青川峡キャンピングパーク、藤原岳、いなべ公園、茶が上位となっており、居住地区の施設や名所、特産品等が上位を占める傾向がみられており、それぞれの地域資源を生かした、若年層が地域に誇りや愛着を持てるような取り組みが必要です。

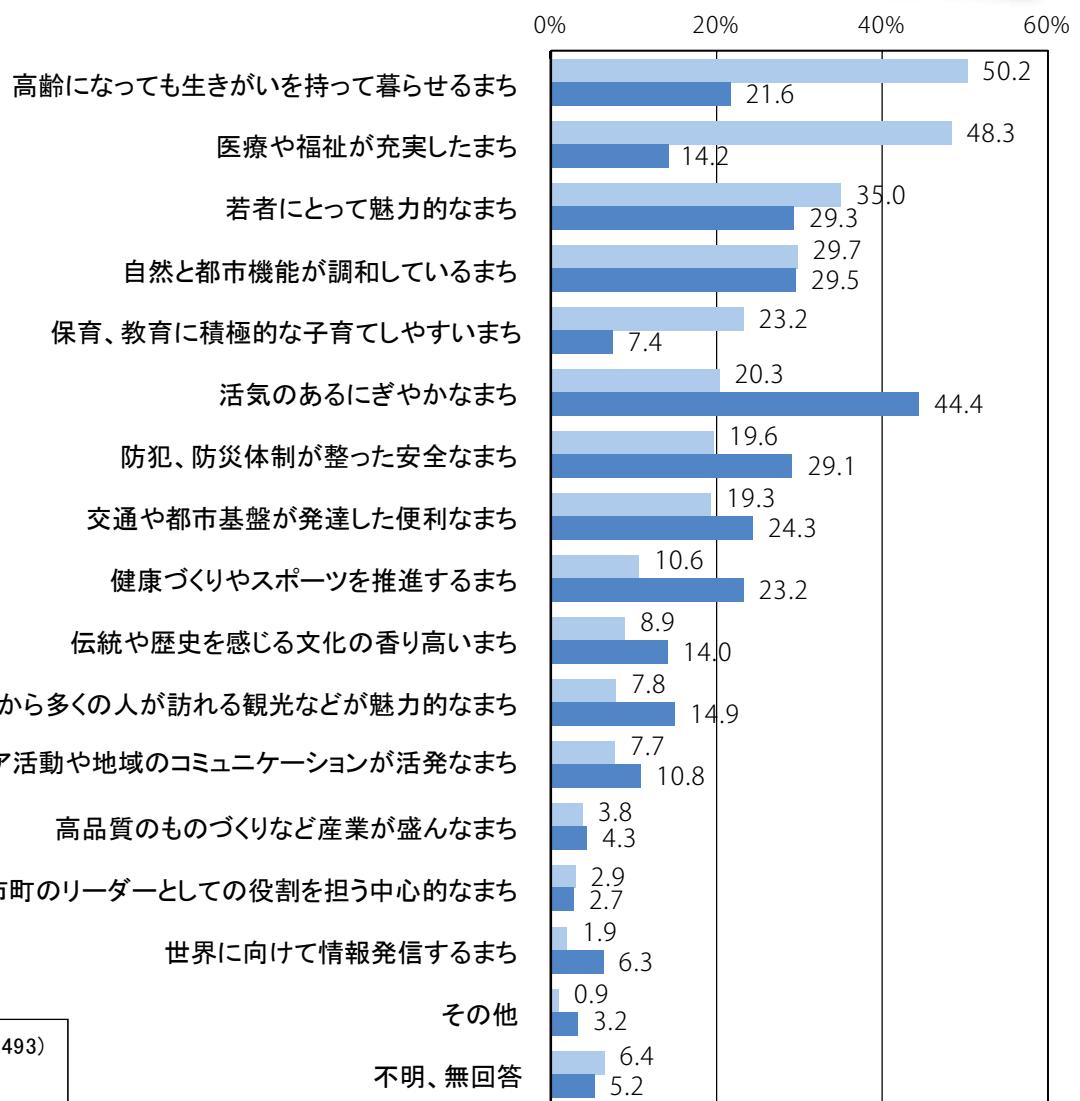


## 8 いなべ市の将来像について

将来のまちへの期待について、20歳以上の市民は「高齢になっても生きがいを持って暮らせるまち」が50.2%と最も高く、次いで「医療や福祉が充実したまち」が48.3%、「若者にとって魅力的なまち」が35.0%となっており、高齢者も生きがいを持って暮らせるようなまちづくりとともに、まちの将来を担う若者が定着したくなるようなまちづくりが求められています。

一方、将来を担う中学生は「活気のあるにぎやかなまち」が44.4%と最も高く、次いで「自然と都市機能が調和しているまち」が29.5%、「若者にとって魅力的なまち」が29.3%となっており、若年層が活気を実感できるような取り組みが求められています。

### ■ いなべ市の将来像



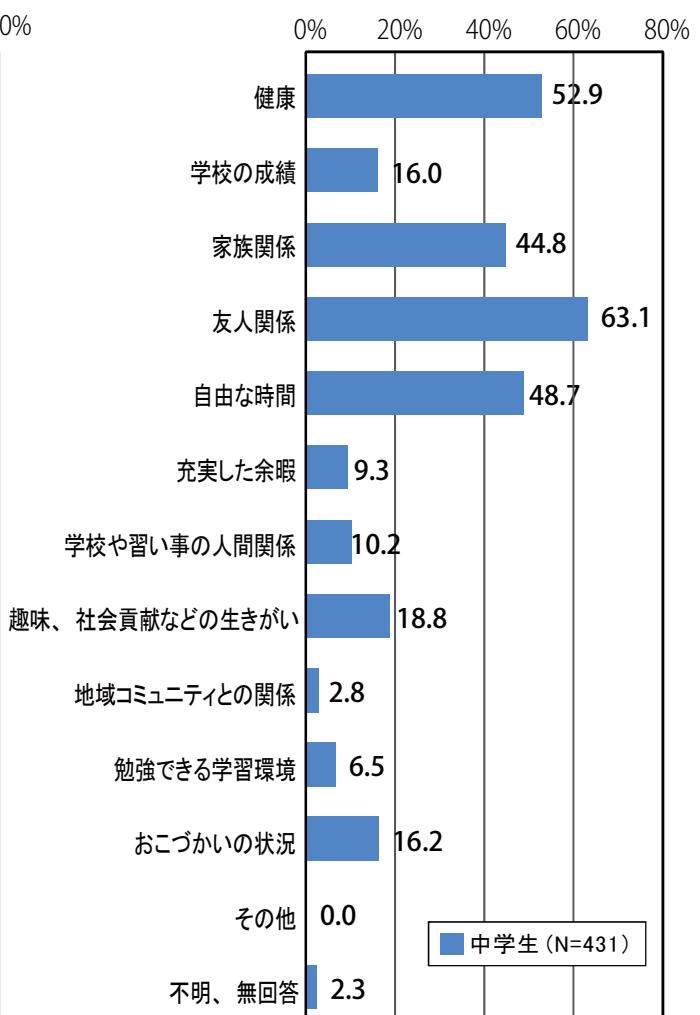
資料：第2次いなべ市総合計画策定のためのまちづくり市民満足度調査報告書（平成26年度）

## 9 市民の幸福度について

現在感じている幸福度は、10点満点（「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点として1点刻みで回答を得た）で評価すると、20歳以上の市民の幸福度は6.78点、中学生は7.06点でした。

幸せであるために重要なことは、20歳以上の市民は「自分や家族の健康状態」が76.9%と最も高く、次いで「家計（所得、消費）の状況」が67.6%、「家族関係」が62.9%となっています。中学生では、「友人関係」が63.1%と最も高く、次いで「健康」が52.9%、「自由な時間」が48.7%となっています。

### ■幸せであるために重要なこと



資料：第2次いなべ市総合計画策定のためのまちづくり市民満足度調査報告書(平成26年度)

## Chapter3

### 10 企業活動上の地域環境や今後必要なことについて

企業が感じるいなべ市の良い面では「交通が便利である」「災害や治安の面で心配がない」が高くなっています。交通の便利さや、安心安全のまちづくりの強みを活かした企業誘致・従業員確保が有効と考えられます。

企業は、今後の交通基盤について「市町村道などの地域道路」と「高速道路」を必要としている割合が高くなっています。現在進めている生活道路の早期整備や東海環状自動車道の完成を踏まえた周辺環境の整備が期待されています。

### 11 誰もが働きやすい環境づくりについて

働きやすい環境づくりについては、「育児、介護、家事等に対する支援」が4割と高くなっています。少子高齢化による生産年齢人口の減少を見据え、育児等の支援による女性の社会進出の促進、外国人の労働環境の改善などの取り組みを検討する必要があります。

### 12 企業の地域活動等について

地域活動等には5割強の事業所が取り組んでおり、活動内容は「ごみ、リサイクル」「清掃、美化」といった環境面や「交通安全、防犯」といった安心安全面が高くなっています。地域活動等に取り組む事業所はある程度存在する一方で、活動内容の拡大についても検証していく必要があります。また、今回の調査では小規模な事業所の回答が多くのことから、市民との交流や連携は難しい状況がうかがえます。



## 第3節 社会潮流の動向

現在、激しく変化する社会潮流に対応するために、地方再生の動きが加速し、各地で地域独自の魅力づくりや人口確保のための定住、移住促進施策などが行われています。

また、市民参画の一層の推進や効率的な行財政運営、市町村の連携調整による広域行政の取り組みなどが進められています。

### 1 少子高齢化と人口減少の進行

我が国では世界的にも有数の少子高齢化の時代が訪れています。少子高齢化の進行は、社会構造に大きな変化を与えることが予測されます。出生率の低下による年少人口の減少が、労働力不足による経済活力の減退や産業構造の変化といった影響を及ぼすとともに、高齢化に伴う医療費などの社会保障費の支出増大により、社会保障における市民の負担が増加することが予測されます。

### 2 地方分権、地域主権の進展

地方自治体が、自らの判断と責任において主体的な行財政運営を進める、地方分権の時代が訪れています。市民がまちづくりの主役として自立し、地域を中心に多様な主体が連携した地域主権のまちづくりを積極的に進めていくことが求められています。

### 3 安全安心のまちづくり

近年、東日本大震災をはじめとする大規模な災害の発生や感染症の流行、食の安全性の問題、犯罪の多様化、家庭内暴力などの暴力行為、いじめや高齢者や幼児への虐待など、市民生活を脅かす要因が増えつつあります。

### 4 価値観やライフスタイルの多様化

情報通信網の発達や国際化、経済活動のグローバル化など様々な社会変化の影響により、市民の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。多様な市民ニーズに対応したまちづくりを展開する一方で、市民の相互理解を深め、個々の特性を活かし合う調和のとれた仕組みや気運づくりが必要となっています。

## 5 環境保全への取り組み

環境問題は、地球の温暖化を始めとする地球規模の問題から、ごみ処理や不法投棄などの身近な地域の問題まで広範囲に及んでおり、行政はもとより、市民一人ひとりが考え方行動しなければならない課題となっています。また、資源リサイクルによる循環型社会システムの構築のため、環境負荷の少ないエネルギーへの転換、利用の促進が必要となっています。

## 6 生活圏の広域化

高速道路網や公共交通機関の整備、さらには情報化の進展などにより、人々の生活圏や活動圏が拡大しています。広域圏での交流が盛んに行われるようになり、産業経済活動や観光、多分野での連携、地域間交流など、様々な面で効果が期待されています。

## 7 高度情報化

I C T（情報通信技術）の飛躍的な発達と情報通信機器の普及拡大により、企業や家庭、個人に至るまで、高度な情報ネットワークが広がっています。行政サービスの提供はもちろん、災害などの非常時の対応においても活用が進み、市民の利便性の向上に大きく寄与しています。

## 8 国際化

交通手段や情報通信技術の進歩により、企業活動、環境保護など様々な場面で、国際化の影響がみられるようになっており、2020年の東京オリンピック開催を控え、より国際感覚の向上が求められています。また、国際紛争などにより国際的な人権尊重の気運も高まっています。



## 第1節 分野横断的な課題

## 1 まちの魅力の向上

本市がより住み続けたい、住んでみたい、訪れてみたいまちとなり、定住人口や交流人口の維持、増加を促進していくためには、まちの魅力を向上させ続けていくことが必要です。

そのためには、分野別の課題解決に取り組むとともに、多くの市民が住みよさの理由にあげている、自然に恵まれた環境をはじめ、固有の歴史文化の活用、企業誘致等による雇用の創出、地域活動の活性化など、様々な視点からまちの魅力づくりを積極的に推進することが必要です。

また、「いなべブランド」の取り組みの強化や、多様な情報媒体を通じた魅力の発信により、市内外に広く本市の魅力を伝えていくことが必要となっています。

## 2 市民が主役のまちづくり

本市では、環境保全、健康増進、福祉、教育などの様々な分野で、主体的な市民活動が行われています。

市民がやりがいと責任をもって主体的に活動する機運が高まりをみせています。今後も、女性の就労支援や地域における活躍の機会の創出、元気で能力の高い高齢者が参加したくなる仕組みづくりなどに取り組み、市民のやりがいや生きがい、幸福感などの向上がともなった市民活動の活性化を推進していく必要があります。

また、全国的に都市部への人材の流出が進むなか、市民が主役のいなべ市独自の魅力的なまちづくりを推進することにより、まちづくりをリードする人材が集い、育まれる環境づくりを積極的に推進する必要があります。

## 第2節 分野別の課題

## 1 少子高齢化への対応

本市でも着実に少子高齢化が進行しており、経済活動や地域活動に大きな影響を与えていくことが予想されます。

まちづくり市民満足度調査では、将来どのようなまちになってほしいかについて、「高齢になつても生きがいを持って暮らせるまち」「医療や福祉が充実したまち」の割合が高くなっています。今後の高齢化対策では、医療や介護など多様な機関の連携によって在宅生活を支える「地域包括ケアシステム」の強化とともに、高齢者による主体的な活動を積極的に支援することが必要です。

また、成人世代は、経済活動を支えるとともに、地域活動の担い手としてまちの活力を生み出す世代でもあるため、働く場の確保や生活環境の整備などが不可欠です。

さらに、次代のまちを担う子どもたちのためには、安心して子どもを産み育てができる環境の整備や、子どもたちが健やかに成長できる教育環境の充実が必要となっています。

## 2 安心安全の確保

まちづくり市民満足度調査においても防災や防犯対策についての市民ニーズは非常に高く、地震や土砂災害などの自然災害や、事故、犯罪などから市民の命と財産を守るために、各種対策の充実が重要となっています。

日頃からの備えによる地域の防災、防犯力の向上や日常の家族や地域のつながりを強め、災害時にも対応できる地域ネットワークを構築するとともに、市民、企業、行政などの連携と協力による総合的な地域防災、防犯体制の強化により、子どもから高齢者まで全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを進めることができます。

また、市民が安心して暮らすためには地域医療や救急医療体制の充実が重要であり、特に小児科医などをはじめとした医師の人材確保が必要です。

## 3 都市拠点の創造とネットワーク化の推進

2020年に予定されている東海環状自動車道の全線開通により、多くの人が本市を訪れる可能性が高まっています。経済や産業面はもとより、観光や地域間交流、高度医療機関へのアクセス、災害時の交通確保など、様々な効果への期待が高まるなか、効果的な活用策の確立が必要となっています。一方、まちづくり市民満足度調査では、住みにくい理由として「交通事情や交通の便が良くないから」「通勤、通学に不便だから」「買い物に不便だから」が多くなっており、公共交通の利便性の向上についても、市民ニーズに対応した継続的な対策が必要です。

## 4 環境保全への取り組み

本市は緑豊かな自然環境に恵まれたまちです。今後も自然環境を大切に守るとともに、様々な生き物や生態系を保護する取り組みを継続的に進めていく必要があります。まちづくり市民満足度調査でも、多くの市民が自然に恵まれた環境を大切だと感じており、今後も土地開発に伴う景観の保全や都市部の緑化など、暮らしと調和した環境保全に取り組む必要があります。

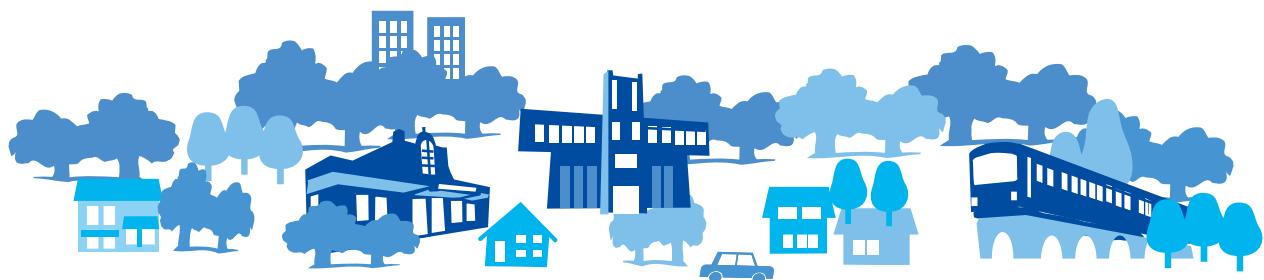
また、地球温暖化対策や循環型社会への移行については、まちづくり市民満足度調査結果では市民から一定の評価を得ていますが、引き続き市民、事業者、行政が一体となり、それぞれの立場からごみの減量化やリサイクルなど、環境にやさしい地域循環型社会に向けた取り組みを進める必要があります。

B

a  
s  
i  
c  
  
d  
e  
s  
i  
g  
n

第2部

# 基本構想



# 第1章

# まちづくりの基本方針

これからは、本格的な人口減少社会や地方分権時代の到来、東日本大震災を契機とした安心安全意識の高まり、地球規模での環境問題など、複雑化かつ多様化する社会潮流に対応したまちづくりが必要です。このような背景をふまえ、多様な地域資源を最大限に活かし、市民が主役の個性輝くまちづくりを進めるために、以下に基本理念と将来像を定めます。

## 第1節 まちづくりの基本理念

「基本理念」は、市民と行政が長期的な視点でまちづくりを進めていくうえで共有するまちづくりの基本となる考え方を示しています。

### いきいき笑顔応援のまち

「いきいき笑顔」とは、人とまちが健康で生命力にあふれた姿を表しています。

人の健康とは、障がいや疾病があっても、子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもって、その人らしく自己現実を目指した暮らしが営めるとともに、それを支える市民の共助による取り組みや公的な施策が充実し、安心できる環境が整っている状態を表しています。

また、まちの健康とは、自然と共生できるゆとりある空間が創出されるとともに、しつかりとした生活基盤のもとで、地域資源を活かした産業が活発に展開され、市民のみならず、市外の人も住んでみたい、訪れてみたいと思える力強いまちづくりの展開を図るものです。

このように人もまちも“いきいき”としたまちづくりを進めることを基本的な考え方としています。

## 第2節 まちづくりの将来像

「将来像」は、市民と行政が中期的な視点でまちづくりを進めていくうえで共有するまちのイメージを示したもので、基本理念をふまえ、10年後にめざす市の姿を示しています。



国が長期ビジョンで50年後の人口を1億人とする目標を掲げたように、本市においても人口減少をいかに食い止めるかが大きな課題となっています。

従来から取り組んでいる「旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン」と、平成27年度策定の「いなべ市まち・ひと・しごと創生総合戦略計画」に基づいて、いなべ市民やいなべ市を訪れた人に『いなべ市は本当に“いーな!”』と実感していただけるように、いなべブランドと言われる先進的な行政サービスを創造し、提供し続けることで、ひともまちも元気な活力あふれるまちをめざします。

## まちづくりの基本方針 概念図

1. 基本理念(まちづくりを進めるうえでの基本となる考え方)

**いきいき笑顔応援のまち**

2. 将来像(基本理念をふまえ、10年後にめざすいなべ市の姿)

**住んでいーな!来ていーな!  
活力創生のまち いなべ**

3. 基本目標(将来像を達成するための柱)

都市基盤

生活環境

教育文化

健康福祉

産業振興

共通の目標～いきいき笑顔応援のまち～

★「市民が主役のまちづくり」

★「いなべブランドの創造」

柱を横断した視点

☆住み続けたい、住んでみたいまち(定住)

☆訪れたい・交流したいまち(交流)

☆みんなが活躍するまち(協働)

- ①快適で豊かな交流を生むまちづくり
- ②安全で自然と調和した暮らしづくり

- ③健やかに育ち個性が輝く人づくり

- ④生きがいと安心の地域づくり

- ⑤活発な産業による賑わいづくり

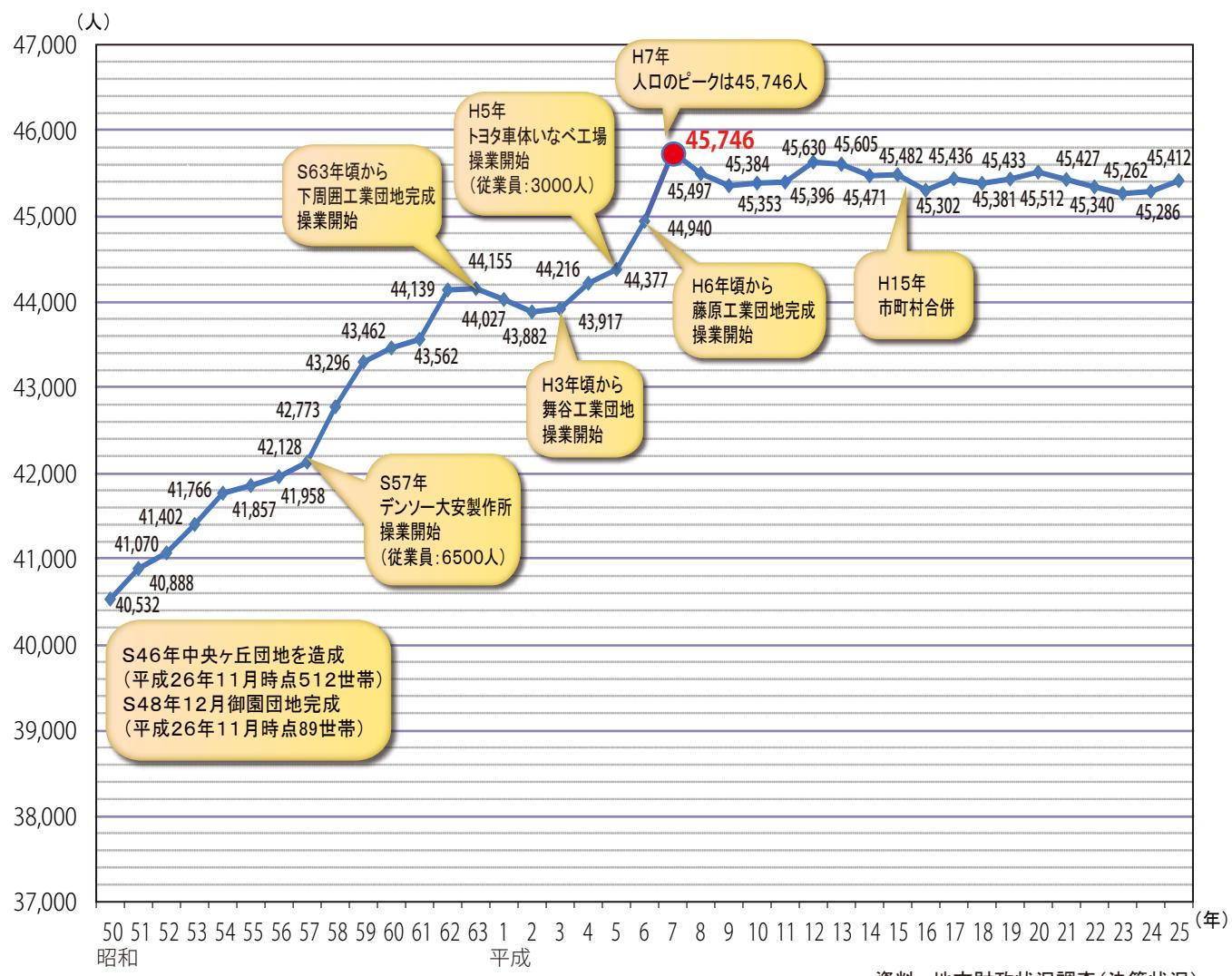
まちの将来について、市民からは「高齢者が生きがいを持って暮らせるまち、まちの将来を担う若者の定着」が求められています。また、次代を担う中学生からは「活気、にぎやかさ、若者にとって魅力的なまち、自然との調和」といった意見が多くあげられており、これらの意見をふまえて基本目標を設定し、各種施策を効果的に推進していきます。

## 第1節 将来人口～住み続けたい、住んでみたいまち～

## ① 定住人口の推移

本市の人口は、昭和50年代から平成7年にかけて大手企業の誘致をはじめとする工業団地の開発が積極的に進められたことにより、大幅に増加しました。以降は、平成7年度の45,746人をピークに45,500人前後で増減を繰り返し、現在に至っています。この間の人口増加の要因としては、平成16年度の製造業への派遣解禁による自動車関連企業の派遣労働者増加の影響があり、人口減少の要因としては、平成18年度に発生した世界的な不況による、企業関連の人口流出の影響などがあげられます。

■本市の人口の推移



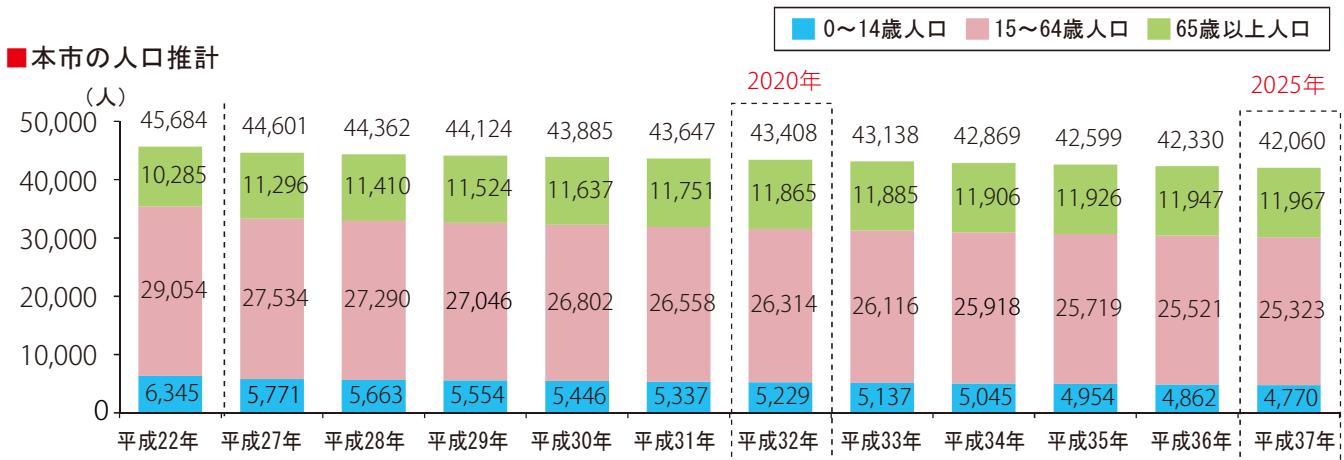
資料：地方財政状況調査(決算状況)

## Chapter2

### 2 将来人口フレーム

我が国の総人口は平成20年以降、減少傾向に転じています。

本市の総人口も国と同様に減少の傾向がみられており、国立社会保障・人口問題研究所による平成25年3月1日現在の推計によると、本計画の最終目標年次の平成37年には、本市の人口は42,000人程度まで減少すると推計されています。



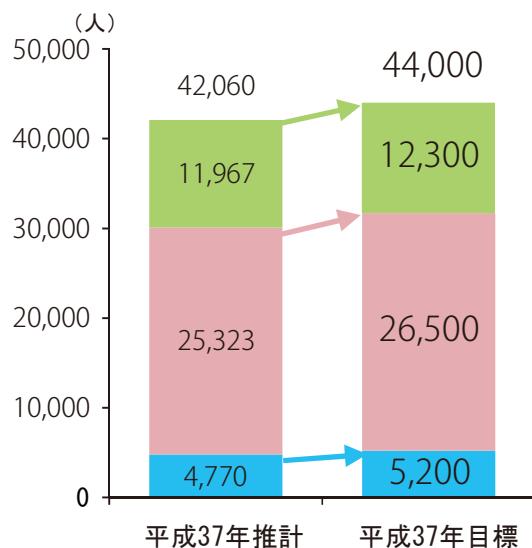
今後のまちの発展のためにも、定住人口の維持や増加は最重要事項となります。早急に、積極的かつ迅速な人口減少対策を推進することが必要です。さらに、長期的に安定した定住人口の維持や増加を見込むためには、特に若年層を中心とした人口流入の促進や人口流出の抑制が重要となっています。

本市では、これまでにも大手企業を含む企業誘致の実績があります。東海環状自動車道の開通を契機として今後も企業誘致を図り、就労の場の創出に取り組みます。

また、若年層から選択されるまちとなるため、就労のみならず、結婚や子育て、住環境整備等、多様な施策を一体的かつ効果的に推進します。そして、独自の視点で地域らしさを生かしながら、産官学金労等幅広い関係者の連携による、集中的かつ重点的な取り組みを推進していきます。

これらの取り組みを中心に、本計画の最終年次である**平成37年の人口を44,000人と設定し**、各種施策を推進していきます。

■計画最終年次(平成37年)の人口



- 65歳以上人口
- 15~64歳人口
- 0~14歳人口

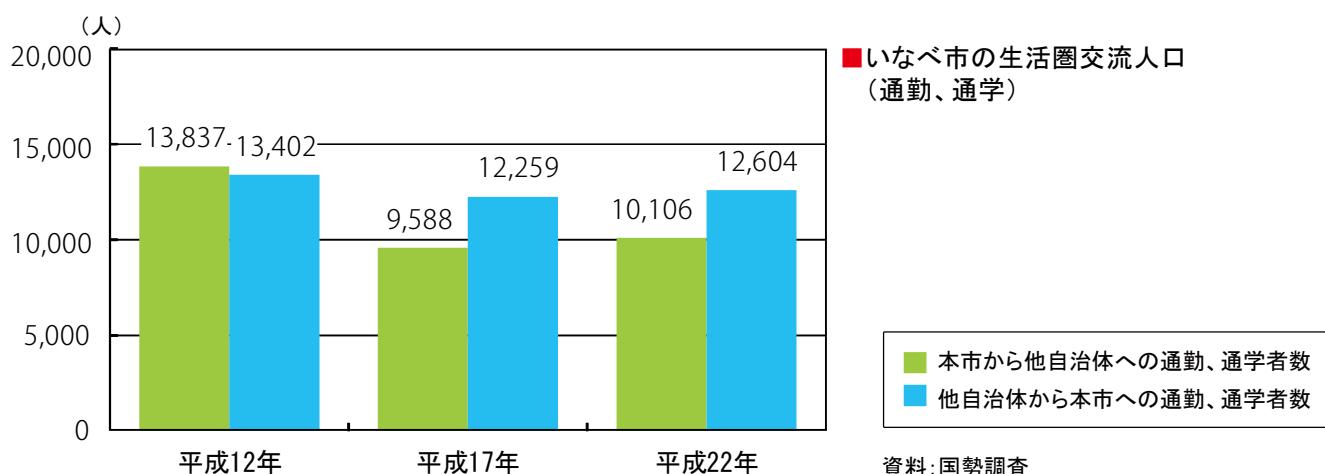
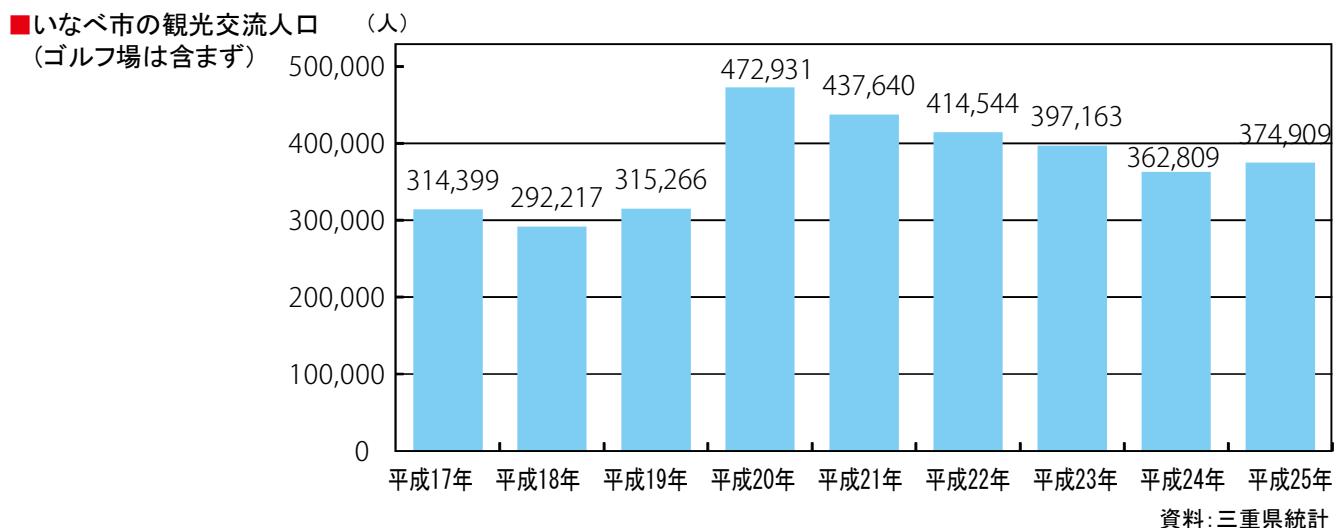
44,000人の目安：平成2年～7年における人口純移動率及び、過去最高値の合計特殊出生率(1.46)で推移した場合の値

## 第2節 交流人口～訪れたい、交流したいまち～

まちの活力を向上させるため、観光をはじめ、就労や通勤通学等の交流人口を拡大させ、本市での経済活動の増加やブランド力の向上に取り組みます。

特に観光は、本市が持つ自然や景観、歴史、伝統、文化等の様々な資源を活用した独自の取り組みが可能な分野です。市民や地域、関係団体等とともに創意工夫を続け、経済的な効果はもちろん、地域の活性化にも好影響を及ぼすよう、観光を中心とした交流人口の拡大に積極的に取り組みます。

交流人口のフレームについては、現状値からの増加及びそれにともなう地域活動の活性化を基本とし、時流を踏まえた柔軟な対応を行うため、基本計画において具体的な指標を定め、各種施策を推進します。



### 第3節 協働のまちづくり～みんなが活躍するまち～

本市では、既に住民が主体となって多くの市民活動が活発に行われています。

今後は、定住人口や交流人口の増加をめざすことに加えて、様々なまちづくりの分野でいきいきと活躍する市民や団体を増加させることで、より一層のまちの活力向上をめざします。

協働のフレームについては、現状値からの増加を基本とし、時流を踏まえた柔軟な対応を行うため、基本計画において具体的な指標を定め、各種施策を推進します。

項目	現状値 (平成26年度)	目標
地域づくりやボランティア団体に登録し、活動する市民の数	4,892人	増加(↑)
地域で自立自主的取組を行う市民活動団体数	132団体	増加(↑)
まちづくり活動に参加したい市民の割合(市民満足度調査で「参加したい」「どちらかといえば参加したい」を合わせた割合)	平成26年度 39.0%	増加(↑)

※市民活動センター登録団体数及び登録人数、学援隊登録人数

### 第4節 市民幸福度

人々の幸福に対する考え方は時代や世代、個人の状況などで様々に変化するものですが、本計画の将来像である「住んでいいな！ 来ていーな！ 活力創生のまち いなべ」を実現するためには、物質的な豊かさだけでなく、本市に暮らす市民の幸福感の向上が必要です。

平成26年度の市民満足度調査結果を基準値とし、経年的に状況を把握し分析を行うことで、激しく動く時代の動向にも柔軟に対応した、より多くの市民が幸福を実感できるまちづくりを推進します。

項目	現状値 (平成26年度まちづくり市民満足度調査)	目標
幸せだと感じる割合(20歳以上の市民)	6.78点	増加(↑)
幸せだと感じる割合(中学生)	7.06点	増加(↑)

〈参考〉幸せであるために重要なこと(主な回答)

- 20歳以上の市民:「自分や家族の健康状況」「家計(所得、消費)の状況」
- 中学生:「友人関係」「健康」「自由な時間」

※まちづくり市民満足度調査における「幸せと感じる割合」は10点満点で調査しています

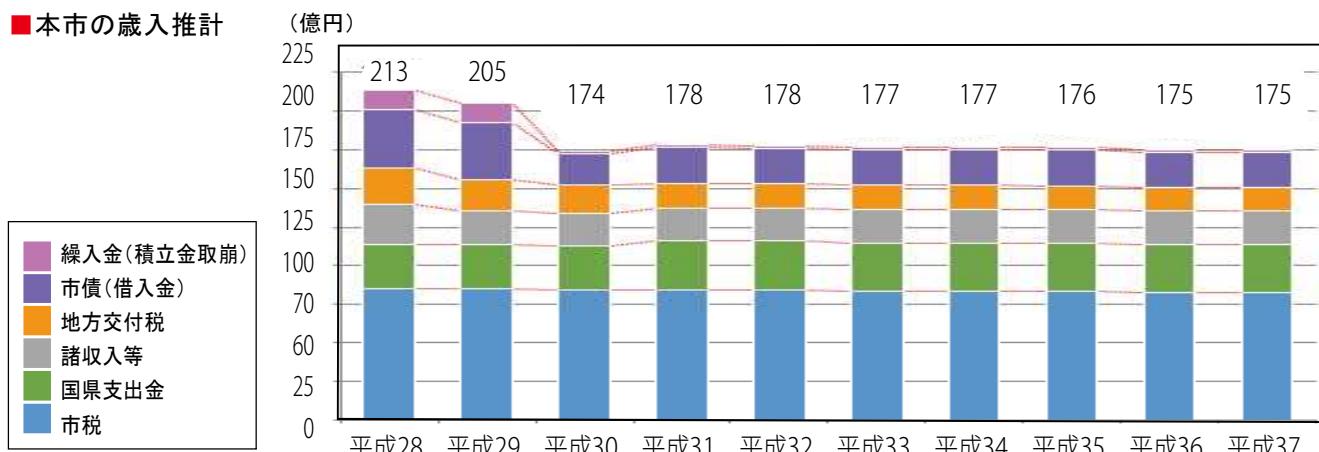
## 第5節 財政フレーム

今後も経済の見通しが不透明な中、歳入面では市税の大幅な伸びを見込むことができないことや、地方交付税の段階的な引き下げが予定されていることなど、非常に厳しい財政状況が予測されます。

このため、市税収入の確保や受益者負担の適正化、地方交付税や国庫支出金などの歳入確保を進めるとともに、経費節減などによる歳出の合理化を図り、計画的かつ効率的に財政を運営することが必要です。

これらの点や、国や県の動向もふまえながら、本計画の目標年次である平成37年度の財政フレームを170～180億円規模と設定します。

### ■本市の歳入推計



### 【地方交付税が減少する要因】

合併の特例措置として、平成30年度までは旧4町別に算定し合算した通常より多くの金額が交付されていましたが、平成26年度から平成30年度にかけて段階的に引き下げられ、本来の算定に移行されるため、地方交付税が大幅に減少します。

### 【市債(借入金)が減少する要因】

合併後の均衡を図るために、これまで合併特例債※という有利な市債を活用して公共施設を整備してきましたが、平成31年度には、合併特例債の活用の期間が終了することから、市債の発行を抑制するためです。

※借入額の70%が地方交付税として後年度で補てんされます。

### 【繰入金(積立金取崩)が減少する要因】

平成30年度までは、合併後の均衡を図るための合併特例債事業を行う上で必要な一般財源を積立金の取り崩しで補てんしていましたが、平成31年度からは、積立金の取り崩しを抑制し、歳入に応じた財政規模で安定的な財政運営を行うためです。

## 第6節 土地利用構想

本市の地形や生活環境、歴史や文化など、それぞれの地域の特性を活かしながら、子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に暮らすことができ、豊かな自然環境、活力ある産業活動が調和した魅力あるまちづくりを進めていくために、土地利用構想を定めます。

### 1 中心市街地と地域拠点

拠点施設の整備や秩序ある開発の誘導を図るとともに、安全で快適な生活空間や自然と調和した居住環境の創出、街並み、景観などに配慮した市街地の整備を進め、人口の集積と定住を図ります。東海環状自動車道の整備が計画されている周辺地域についても計画的な開発を促し、土地の有効活用を図ります。

また、市内の各拠点地域においても、商業、サービス、住居等の多様な機能の効果的な整備を図ります。

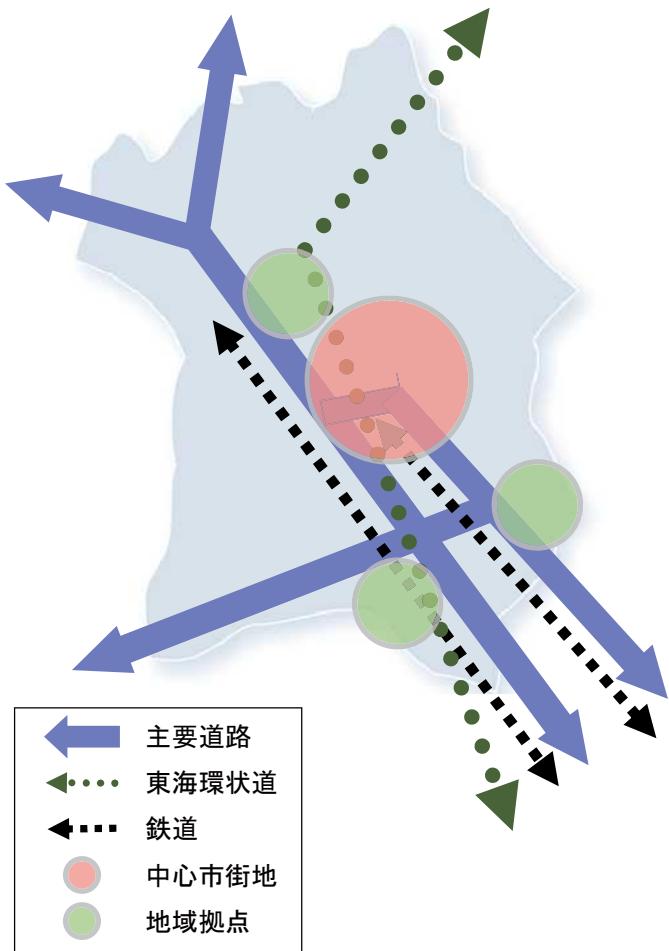
■土地利用構想イメージ図

### 2 産業拠点

近接する居住環境や自然環境との調和を保つつゝ、健全な産業活動が営まれるような環境の整備と員弁川沿いに広がる優良農地等の保全を図ります。また、高速道路への近接性を活かした、さらなる企業誘致を進め、人や物、情報の集積及び発信の場として一層の機能拡大を図ります。

### 3 緑の拠点

山林や緑地などの豊かな自然環境を積極的に保全するとともに、自然を活かした憩いやレクリエーションの場として適正に活用します。自然や緑とのふれあいを通じ、市内外の人々が憩い、楽しみ、安らぎを感じながら、多様な交流が生まれる空間としての整備や保全を図ります。



# 第3章 施策の大綱

基本構想  
第3章

## 第1節 共通目標

### 1 市民が主役のまちづくり

市民一人ひとりが主役となり、やりがいや生きがいを持ち、地域活性化の活動や課題解決の取り組みが盛んに行われるまちづくりを進めます。また、お互いを理解し、認め合い、支え合う共生社会をめざします。

#### 市民協働

市民の創意と工夫による魅力的なまちづくりを推進していくため、地域組織やNPO、ボランティアなどの市民活動を積極的に支援するとともに、活動を担う団体や個人の育成を行います。

### 2 いなべブランドの創造

品質が高く内外から高い評価が得られる事業を創造し、発信することで、市民の満足度の向上や、市内外のいなべ市に対するイメージの向上を図り、いなべ市が「住みたいまち、住み続けたいまち（信頼と絆）」「挑戦する人が集う元気あふれるまち（元気、活力）」となるようにモノやサービスの品質向上に向けて創意工夫（挑戦）し続けます。



## 第2節 基本目標

### 1 快適で豊かな交流を生むまちづくり

市民ニーズの高い電車やバスなどの公共交通の利便性の向上を図るとともに、東海環状自動車道の開通や新庁舎建設を踏まえ、周辺地域をはじめ各地域における生活拠点の機能強化などを推進し、利便性に優れた快適なまちづくりをめざします。

#### 公共交通

公共交通の利便性向上については市民ニーズが最も高くなっていることから、福祉バス等の交通手段と鉄道の連携強化などによる公共交通の充実を図り、誰もが移動しやすい環境づくりを進めます。

#### 道 路

東海環状自動車道の開通を契機とした周辺の環境整備や、広域圏との連携を強化するための幹線道路の充実とともに、市民の暮らしを支える生活道路の適切な維持管理を行い、快適で安全な道路環境の形成を図ります。

#### 上下水道

上下水道事業の健全な経営のもと、清浄で安定した水の供給、公共用水域の水質保全に努め、設備の維持保全や耐震化の推進など効率的な整備を行い、安全で安心な暮らしの実現をめざします。



## 都市計画、土地利用

長期的な視点で、持続的で健全な都市の発展をめざします。そのため、都市計画マスター プランの見直し結果などに基づきながら、自然と共生し地域特性を活かした、快適で豊かな市民生活と活力ある産業の基盤となる、効果的な土地利用の推進を図ります。

### ② 安全で自然と調和した暮らしづくり

全ての市民が心やすらぐ暮らしを送ることができるように、市民の生命と財産を守るために防災、防犯体制の充実や、本市の魅力のひとつである豊かな自然と調和した公園や緑地の整備、住環境の向上などに取り組み、安心で安全な環境にやさしいまちをめざします。

#### 防災、防犯

市民と団体、民間、行政が一体となった総合的な防災体制の充実と、個人と地域、行政それぞれの役割意識を高めるとともに、消費者保護などの犯罪対策や交通事故対策の強化により、安心で安全なまちづくりを推進します。

#### 環境、美化

地球温暖化など地球規模での環境問題や大気汚染、水質汚濁、騒音などに対して取り組むとともに、市民の環境に対する意識の高揚を図り、快適な生活環境の保全に取り組みます。また、公園緑地や水辺空間などの整備を推進します。

#### 住　宅

市民が親しみやゆとりを感じられるよう、地域の景観に配慮した良好な居住環境づくりを市民協働で推進するとともに、若者世代をはじめとする多様な住宅需要や市民のニーズを踏まえた良質な宅地の供給を促進します。

## ③ 健やかに育ち個性が輝く人づくり

子どもたちの未来づくりに向け、学校、家庭、地域と行政が一体となって、子どもや青少年の教育を推進します。また、市民一人ひとりが生涯を通じて学習活動やスポーツ活動、文化芸術活動に取り組める環境を整えます。

### 教 育

児童生徒一人ひとりの「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を育み、主体的に自らの未来を切り拓く力や豊かな人間関係を結ぶ力を最大限に引き出す、きめ細やかな教育を推進します。

また、教職員の資質向上を図るとともに、児童生徒が安心して学習できる学校環境の整備を進めます。さらに、障がいのある児童生徒についても、その個性と能力に応じた適切な教育を進めます。

### 生涯学習

地域組織や関係団体との連携のもと、青少年とともに育み、見守る地域づくりを進めます。また、生涯学習を通じ、個人の知識と技能の習得や自己実現を支援するとともに、市民が主体的に生涯学習に取り組み、その学習の成果を社会に還元できる地域づくりをめざします。

### 文化芸術

文化や芸術に市民がふれることができる機会の提供を図るとともに、団体や個人の主体的な文化芸術活動を促進します。また、本市の特徴的な文化財については、共通の財産として、保護や継承を進めます。

### ス ポーツ

健康増進や生きがいづくり、仲間づくりに寄与するスポーツ活動を促進します。市民のスポーツ活動の活性化に向け、誰もが参加し、楽しむことができる身近なスポーツの機会づくりや、自己の技術等を高める競技スポーツへの支援などを通じ、総合的なスポーツの推進を図ります。

## 自然学習

鈴鹿山脈と養老山地に囲まれたいなべ市には、多くの動植物が生息生育している自然環境があります。この恵まれた自然の魅力や大切さを市内外に発信するとともに、環境に配慮した適切な活用方法を検討し、有効な利用を図ります。

### ④ 生きがいと安心の地域づくり

市民の健康づくりや生きがいづくり活動を促進するとともに、医療体制や各種福祉の充実を図ります。また、地域で高齢者や障がいのある人、子どもを見守り、支えることができる環境を整備し、住民主体または地域主体の地域福祉活動の活性化を図ることで誰もが安心して暮らせるまちを構築します。

## 地域福祉

地域づきあいがあり、地域団体の自主活動が盛んに行われているという本市の強みを生かし、自助、互助、共助、公助の役割分担に基づきつつ、それぞれの役割と責任を果しながら、誰もが住み慣れた地域で、支え合い、助け合える地域づくりを進めます。

## 健康医療

市民の生活習慣の改善や、地域を中心とした介護予防事業と生きがいづくり活動の活性化、心身の健康づくりを進めることで、「健康寿命の延伸」をめざします。また、子どもから高齢者まで誰もが安心して医療にかかることができるまちづくりに向け、いなべ市で働きたいという医師の確保など、地域医療体制の充実を図ります。

## 子育て

子どもの健やかな成長を第一とし、子育て中の家庭が安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。また、働きながら安心して子育てができる環境づくりのため、保育及び教育サービスの充実と、社会全体で子育てを支える気運づくりを進めます。

## Chapter3

### 高齢者

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、自分らしく健康で生きがいやゆとりをもって生活するとともに、主体的に活発な社会参加が行えるよう、高齢者福祉や介護保険等のサービスの充実を図るとともに、さらなる高齢化を見据え、介護予防、認知症対策等を推進します。

### 障がい者

障がいの早期発見・早期療育の充実や、各種障がい福祉サービス等の充実を図り、障がいのある人が自らの能力を最大限に發揮し、地域で安心して生活を送ることができる環境づくりを進めます。また、障がいの有無にかかわらず、地域で交流し、支え合うことができる共生社会の実現をめざします。

### 社会保障

国民健康保険事業の適正な運営を行うとともに、年金制度など、社会保障制度に関する正しい理解の浸透をめざします。また、生活困窮者や、生活保護等の支援を必要とする市民が安心して自立した生活を送れるようなまちづくりを推進します。

### 人 権

市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、お互いに理解し合える、自由で平等な社会を実現するために、さまざまな分野での人権教育・啓発に取り組み、誰もが生涯にわたつて、幸せに生き生きと暮らすことができるまちづくりを進めます。

### 男女共同参画

男女が性別にかかわりなくあらゆる分野の活動に参画し、均等に利益を享受し責任を分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮でき、潜在的な女性の力が十分に発揮されるよう、男女共同参画社会を推進します。

## 5 活発な産業による賑わいづくり

地域特性を活かした農林業の振興や、企業立地と新産業の創出による雇用環境の向上、国内外からの観光客や各種大会の誘致などによる観光振興を促進し、活発に産業経済活動が行われる賑わいのあるまちをめざします。

### 農林業・畜産

農業については、担い手の確保と育成、地域営農組織の育成や強化に取り組むとともに、優良農地の確保などより、生産基盤の整備を推進します。林業については、担い手の確保や合理化の推進とともに、自然環境保全機能、レクリエーション機能など、森林の多様な公益的機能の保全と整備を進めます。また、畜産では6次産業化の研究やブランド力の向上を図ります。

### 産業振興

東海環状自動車道の開通を契機に、物流環境の充実や工業基盤の整備を推進するとともに、国内外の企業にいなべ市の魅力を積極的にPRすることで優良企業の誘致に取り組みます。また、中心市街地の活性化では消費者ニーズを踏まえつつ新庁舎と周辺地域を活かした交流活動の活性化を推進します。

### 観 光

恵まれた自然環境や歴史文化など本市の固有資源を有効活用するとともに、地域産業を生かした特產品の開発や誘客イベントの開催や誘致などを行い、観光資源の充実を図ります。また、多様な媒体を活用した情報発信、観光客受け入れ体制の整備、広域連携の強化など集客力の向上に取り組みます。

### 労 働

雇用の安定や雇用環境の向上を促進するとともに、産業構造の変化や女性と高齢者の社会参画に対応し、誰もが能力を活かし意欲をもって働くことができるような良好な労働環境の整備を促進します。

第2次いなべ市総合計画

基本構想

平成28年度～平成37年度

住んでいい！  
来ていい！  
活力創生まち  
いなべ

平成 27 年 6 月

いなべ市企画部 政策課

〒511-0293 いなべ市員弁町笠田新田111番地

TEL:0594-74-5840 FAX:0594-74-5851